

政令市トップの財政力を 子育て・福祉・暮らし・防災対策に

2018年度決算を審査する9月議会で、日本共産党川崎市議団は決算の特徴についてと、子育て、福祉、暮らし、防災対策などの市民要望を取り上げ論戦しました。

「財政が厳しい」という根拠は一つもない

川崎市の市税収入は5年連続過去最高であり（グラフ1）財政力指数は10年以上政令市トップを続けています。（表1）

市長は「財政が厳しい」と答弁。しかし、共産党は、市税収入、財政力指数、財政健全化指標、減債基金の残高など、財政健全化指標は極めて優良であることを示し、現時点でも将来的にも「財政が厳しい」という根拠がないことを明らかにしました。

減債基金（ため込み金）への積立額を減らし、市民に還元すべき

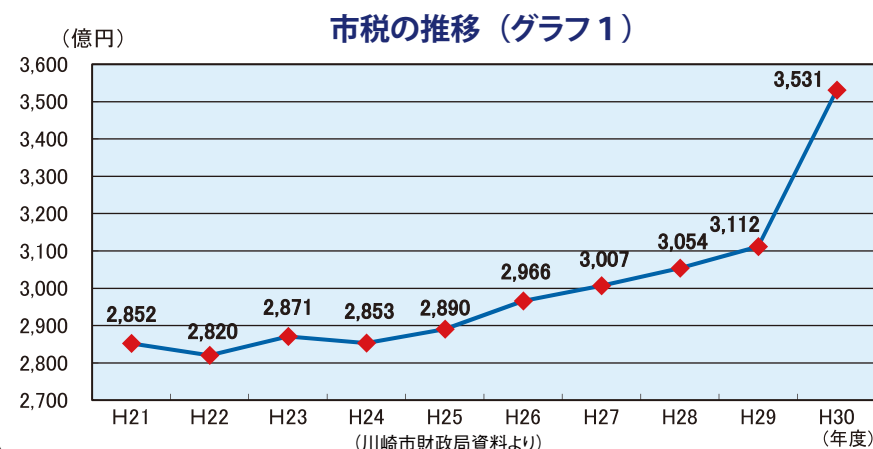
川崎市の減債基金残高は8年後以降、取りくずし額の9年分、他都市と比べて約1600億円も多い残高になります。将来世代のためにも、これから対策に30年以上かかる少子化対策や多額の費用がかかる防災対策にこそ、減債基金への積立額を減らして、抜本的に予算規模を引き上げることを求めました。

これらのことから、2018年度一般会計決算の特徴は、2018年度予算編成を貫く柱として市長が掲げた「子育てしやすいまち川崎」「地域防災力の強化」とは程遠く、大規模事業の分野は予算が十分振り分けられている一方、豊かな財政を振り向けるべき“子育て、高齢者、中小企業”分野の拡充は部分的にとどまっていると指摘し、2018年度一般会計決算（案）には反対しました。

羽田連絡道路整備事業費が75%を占める 2019年度川崎市一般会計補正予算には反対を表明

羽田連絡道路整備事業費は13億5200万円、補正予算全体の75%を占めています。

この事業費は国庫補助が認承増となったことにより、来年度実施予定であった工事を前倒しして行うためのものです。川崎市は、この事業を2020年東京オリンピックの来訪者を見込んで、開催までに間に合わせるため補正予算や目的外流用まで行って推進してきましたが、間に合わないことが明らかに。工事費用総額が250億円を超えることも明らかになり、一般会計補正予算の大半を占める羽田連絡道路を含んだ補正予算には反対しました。



財政力指数政令市比較（表1）

都市名	財政力指数
川崎市	1.00
名古屋市	0.99
さいたま市	0.98
横浜市	0.97
千葉市	0.95
大阪市	0.93
相模原市	0.93
静岡市	0.92
仙台市	0.91
福岡市	0.89
浜松市	0.89
堺市	0.85
広島市	0.84
京都市	0.81
神戸市	0.80
岡山市	0.80
新潟市	0.75
札幌市	0.73
北九州市	0.73
熊本市	0.72

（総務省2017年度決算より）

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政収入額（標準的な地方税収）を基準財政需要額（行政事務の必要経費）で割った数値の過去3年間の平均値。数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるとされる。



小児医療費助成制度の 拡充を

小児医療費助成制度は、厚労省によると、通院の対象年齢を「中学卒業まで」「高校卒業まで」としている全国の市町村が、昨年の4月時点で約89%。政令市でも、20政令市中14政令市で対象年齢を拡充しています。また、通院の所得制限について、川崎市では、2019年3月31日現在、小学校6年生は約36%が所得制限のため医療費がかかります。保護者の所得にかかわらず、どの子もお金の心配をせずに病院にかかる制度にすべきと求めました。



学校の特別教室と体育館への エアコン設置を急いで

こどもの健康と命を守る対策は急務として、特別教室と体育館へのエアコンの早期設置を求めました。市は「近年の夏の状況等を踏まえ必要性は認識している」と答弁。早急に体育館の暑さの実態も調査し、計画的に設置することを求めました。特別教室についても、「体育館と同様に、基本的な考え方を整理していく」と答弁。



障がい者施策における ミドルステイの創設を

障がい者団体からの要望も強い、介護者の長期入院などにも対応できるミドルステイを創設すべきと求めました。市は「一部のショートステイ施設において必要に応じて一定期間の受け入れを行っている」と答弁。来年4月開所予定の中原区拠点型通所施設に12床、2020年度末に整備予定の福祉センター跡地活用施設に20床が整備されますが、更なるショートステイの増床とミドルステイの創設を求めます。



加齢性難聴者の補聴器 購入助成制度を

2015年の日本補聴器工業会調べでは日本の難聴者数は推計約1430万人、75歳以上では41.6%が難聴といわれ、川崎市では約6万3千人が難聴と推定されます。

現在、全国で20の自治体が補助を実施しており、東京都では大田区など7つの行政区で2万円から3万5千円の助成制度があります。川崎市でも独自に補聴器購入への補助制度の創設を求めました。



国保料18歳以下の子ども の均等割減免について

国民健康保険は家族の人数分の均等割が課せられることから、夫婦と小学生2人の世帯では、中小企業従業員の加入する「協会けんぽ」と比べて、所得が同じでも、保険料が2倍にもなります。均等割の廃止を求めるとともに、せめて18歳以下の子どもに掛かる10億6千万円と試算される均等割分の減免を市に求めました。



建設業の週休2日制度の 導入を

週休2日制によって、建設労働者の賃金が下がりぬよう方策の検討を求めたのに対しては、「国や他都市の状況を注視してゆく」と答弁。市内の建設関係者と十分な意見交換を行い、本市が率先してモデルケースを作り出していくよう求めました。



就職氷河期世代（35歳～ 44歳）への対策を

2017年度の川崎市就業構造調査では、就職氷河期世代と云われる35歳～44歳の無業者が3万5800人。就労支援の対象年齢を44歳まで引き上げ、氷河

期世代の支援と対象年齢の拡大を求めました。行政が積極的に向かい手を差し伸べるアウトリーチ支援体制の整備、強化も合わせて要望しました。宝塚市をはじめ、愛知県では就職氷河期世代を対象に県職員採用試験を実施している例を示し、川崎市も同様に就職氷河期世代を対象にした職員採用に取り組むことを要望。



防災対策について

防災無線の受信機について、千葉県鴨川市では、今回の台風15号による広域的な停電の際にも、ポケベルの電波を活用した防災ラジオには情報が届き、そのラジオを設置していた世帯には市役所からの情報が届いたとのこと。川崎市でも安価な戸別受信機の全戸への設置を求めました。

市立病院の災害時の水と電気の確保について、多摩病院は、エネルギー関連施設が地下にあるので、洪水時には空調施設に影響が出る可能性があり、対策を求めました。大都市における震災対策のかなめである木造住宅耐震改修助成事業の利用があまりに低いことを指摘し、補助額の抜本的な引き上げと、補助率の撤廃を求めました。



羽田新飛行ルートについて

新ルートになると野鳥が多数生息する多摩川河口干潟を低空で飛行することから、バードストライク（鳥との衝突）の多発が予想され（過去5年で868件発生）、事故が起これば大惨事となると指摘。

1966年に議会が全会一致で「即刻、本市臨海工業地帯を飛行禁止区域に指定されるよう強く要望」する意見書・請願を採択し、市民と議会、行政、市長も一体となって国に要求した結果、国から1970年に「コンビナート上空を原則飛行禁止する」通知が出されたことを指摘し、この立場で国に撤回・中止を求めるよう質問しました。

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)について

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)が提案されました。9月議会での共産党の代表質問と市の答弁を掲載します。

ヘイトスピーチ規制部分についてです。

川崎市ではヘイトスピーチが繰り返される中でヘイトスピーチを許さない市民のみなさんによる運動が粘り強く取り組まれてきました。こうした中でヘイトスピーチをする人々を包囲する運動が大きく広がっています。私たちも2014年から皆さんたちと連携しながら一緒に取り組んできたところ です。ヘイトスピーチは断じて許すことのできないものであり、こうした粘り強い運動・要請に応え、川崎市が今回、条例提案をおこなったことは、皆さんの運動の成果であり、私たちも歓迎するものです。

さて、本条例では地方自治体の条例でははじめて罰則が設けられることとなります。罰則を付すには憲法31条罪刑法定主義によりどういう場合に罰せられるのか構成要件が明確でなければなりません。そこで構成要件の明確性について何点か伺います。

本素案は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」を明記し、違反者には「50万円以下の罰金に処する」と罰則が科される内容となっています。

罰金を科される構成要件たる「本邦外出身者に対する『不当な差別的言動』」の定義について市は「法による」としています。ヘイトスピーチ解消法第2条に定義する「不当な差別的言動」の文言について、国会審議でわが党の仁比議員が紹介したように、国連人権理事会特別報告者デビッド・ケイ氏が「ヘイトスピーチの定義が曖昧なまま規制すれば表現の自由に悪影響を及ぼす可能性がある」、獨協大学右崎正博教授も「『不当な差別的言動』という言葉は曖昧であり、言論と行為を区別すべきだ」と指摘しています。審議の中でも「不当な」という概念が評価も含めて広範、曖昧ではないか、「差別的」という表現、用語が曖昧ではないかと懸念が示されたところ です。

6月24日の文教委員会審議でも私たちは「不当な」「差別的言動」について、また、類型として示されている『あおり』『著しく侮蔑』などの文言についても曖昧さを指摘して明確化を求めました。

この点については、神奈川弁護士会の弁護士らが、本条例に罰則規定を設けることが許容されるとしても、その刑罰規定の内容が憲法に違反してはならない。憲法は31条以下で適正手続を保障しており、刑罰は適正に定められることが必要であり、手続及び犯罪構成要件が明確でなければならないし、刑罰の対象となる行為は限定されなければならない。こうした点について本件条例素案には懸念される部分が散見されるという意見を出しています。この中で「保護法益」「3回の違反行為の内容」「行政不服審査等との関係」や、「特定の国もしくは地域」「あおり」「侮蔑」などの用語、「手段」などについて、より明確化または限定化が必要としているのは重要です。

「『あおり』という概念は不明確であるため具体的にどのような行為を指すのかより明確化することが必要」、「『侮蔑』という用語は刑法上の侮辱罪の場合と異なり、法律上明確ではなく、広く解釈することが可能であり、『著しく』という限定があるとしても、処罰されるべき法益侵害行為を超えた過度に広範な規制であるという懸念があるため、対象行為を限定すべく、より明確な定めとすべき」とされています。

また、『多数の者が一斉に大声で連呼する』という手段の類型について、『多数』『一斉に』『大声』という要件の認定においては主観的評価が求められるため、明確性に欠ける傾向を否定できない。具体的にどのような行為がこの『手段』に該当するのか、より明確にする必要がある、などとされています。

これらの点は、罪刑法定主義の趣旨による構成要件として明確化すべきだと指摘してきた私たちの主張と同じものです。これらの指摘を受け、その後、どのように検討したのか、結果について伺います。

答弁：構成要件につきましては、パブリックコメント手続きでお寄せいただいた御意見も踏まえながら、引き続き、その明確化が図られるよう、検討を進めてまいります。

人権「全般」条例という点についてです。

今回の条例は人権「全般」条例であり、障害者、女性、子ども、LGBTなどについても規定しています。これらについて禁止されるのは、不当な「差別的取り扱い」です。つまり、不当な「差別的言動」はこれらの

場合には禁止されず、例えば、障害を理由にバイトの時給を健常者よりも安くするなどの不当な「差別的取り扱い」をした場合でなければ禁止されないし、禁止される場合でも罰則の適用はありません。1つの条例で規定内容や効果の異なる制定をするのは他都市には例があるのか伺います。

答弁：法令に違反しない限りにおいて制定するなど、関係法令を踏まえる必要がありますが、条例（素案）でお示しした、今般の条例の構成は否定されるものではないと判断しております。

障害者分野では、すでに障害者基本法、障害者差別解消法があり、障害者基本法4条は「何人も障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とし、障害者差別解消法8条は「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱い」を禁止し、違反者には12条、26条により過料という罰則が課せられます。

先日、総務省法務省からレクチャーを受けてきました。総務省の担当者は、同じような文言の条例が制定される場合には法の趣旨を薄めてはならず、とりわけ法に定めた罰則等を条例から外す場合は法律違反となると明言しました。本条例素案は法と明らかな齟齬が見られますが、総務省の判断を仰いだものなのか、伺います。

答弁：今般の条例につきましては、既存の法律の適用を阻害するものではないことから、懸念されている状況にはないものと判断しております。

障がい者部分では、障害者差別解消法が2016年にできて3年も経つのに、津久井やまゆり園事件や参議院で障がいをお持ちの国会議員が当選し、その活動を保障する取り組みに対する差別的言動の数々をみると、川崎市でも差別禁止、合理的配慮を掲げた条例の必要性について強く思いをいたすところ です。実際、障害者団体の方からは個別の条例を作ってほしいという切実な願いが繰り返し寄せられてきたところ です。それでも、差別禁止について法と異なる規定をした理由について伺います。

答弁：障害者に係る差別禁止につきましては、今般の条例に、既に適用されている法律と同じ規定を設ける必要はないものと判断しております。

また、LGBTでいえば、野党が国会に出している法案には明確な禁止規定がつけられています。杉田水脈衆院議員の差別発言や、2015年4月に一橋大学法科大学院においてゲイであることをアウティングされた学生が投身自殺した事件など、いまだ差別の中で生きづらさを抱えていらっしゃる方々が多くいます。LGBTの方の中で同性愛者の自殺者は異性愛者の6倍にものぼるという報告書もあり、LGBT差別解消法、条例制定の要求は切実なものがあります。

この点で、「『差別のない人権尊重まちづくり条例』としながら、罰則をもって禁止する差別と罰則のない差別を一つの条例の中で規定することに無理がある」と指摘する法律家の意見についてどのように考えるのか、伺います。

答弁：「罰則規定」の置き方についてでございますが、今般の条例につきましては、様々な御意見があることを認識しており、参考にさせていただいております。

すでにある市条例との関係についてです。

3点目の問題は、すでに川崎市に存在している「こどもの権利条例」「男女平等かわさき条例」などとの関係です。男女平等かわさき条例には、“男女平等にかかわる人権侵害の禁止”項目が規定されており、その中では、「性別による差別的取り扱い」のみならず、「性的な言動により、相手の生活の環境を害する行為」をも禁止しています。しかし、素案には「不当な」「差別的取り扱い」しか規定されていません。人権条例はこれらの上位法となると説明されていますが、そうすると、男女平等に関する差別の禁止は「性的な言動により、相手の生活の環境を害する行為」には及ばないことになるのか、そのような判断をしたのは何故か、伺います。

答弁：今般の条例につきましては、既存の条例の上位の条例として位置付けるものではなく、既存の条例の適用を阻害するものではないことから懸念されている状況にはないものと判断しております。

台風19号による 被害への対策を求め

市長に 緊急要望書を提出



川崎市では10月13日の台風19号による甚大な被害が起きました。市内では、高津区の男性1名が亡くなったほか、転倒などで軽傷者も出ています。中原区と高津区の高津川沿いを中心に5か所の大規模浸水があり、市の発表によると1911棟(11月5日現在)に被害が出ています。日本共産党川崎市議団は、この間、被災地域を訪れて被害状況を調査するとともに、避難所や被害にあわれた方々を訪問し、皆さんの声をお聴きして要望書にまとめ、10月18日「台風19号による被害への対策を求める緊急要望書」(第1次)を市長に提出しました。

宗田裕之団長より、右記の5つの項目を要望しました。市長は要望を受け、今回の大規模な浸水被害について「原因究明について記録を整理し、市民への説明をなるべく早く行いたい」と述べました。(11月12日には第2次要望書を提出)

申し入れの後、市議団では2日間にわたり、川崎駅東口で「台風19号災害募金」活動を行い、多くの方にご協力いただきました。ありがとうございました。



▲浸水した高津区のマンション



▲中原区の浸水



【要望項目】

一、速やかな災害ごみの撤去・回収と住民への情報周知を

- ・罹災証明書の交付方法や災害ごみの収集方法などについて、被害地域に的確な情報提供を。窓口はワンストップで対応を。
- ・災害ごみの回収については「生活環境事業所への持ち込み」を市民に求めるのではなく、被災地域で直接回収してください。置き場の設置、運搬支援、ゴミ出しや泥出しができない高齢者世帯などへのボランティアの派遣、散水車の活用などきめ細かく対応してください。泥・ヘドロや工場・店舗などの災害ごみについても、柔軟な回収の対応とともに、市民に回収方法の周知を。
- ・市の責任で、床上・床下浸水した地域の住宅・事業所にたいし、消毒用の薬剤の配布を早急に。公道、私道の区別なく消毒を速やかに行うこと。

二、工場・店舗への支援を急ぐ

- ・機械、商品などが冠水で使えなくなった工場などが多くあります。工場・店舗の設備や備品も含めた復旧に市として支援を行い、利用できる制度を早急に被災した事業者等に周知を。
- ・事業者が工作機械など事業系の災害ゴミの処理に困っています。親身に相談に乗り、回収できるよう対応を。

三、被災者に早急な住宅の確保、ライフラインの確保を

- ・床上浸水など住宅被害が広がっており、15日現在で40人の市民が3カ所の避難所に身を寄せています。市営住宅での対応とともに、被災者が地域のつながりを維持したまま生活再建できるよう自宅敷地への戸建てタイプの仮設住宅の設置を。被災者の自宅周辺の民間アパートを「借り上げ仮設住宅」として活用を。
- ・各地で停電・断水が続いており、高層マンションでの大変な状況も報じられており、ライフラインの復旧に全力をあげること。
- ・被災者の住宅清掃・再建ができるまでの間のアパート等への仮入居について、ペット連れでは仮入居が困難なので、動物愛護センターなど短期で預かる施設の確保を。

四、河川による氾濫・浸水の原因究明と対策を

今回の被害は多摩川が氾濫していないにもかかわらず、広範に深刻な浸水が起きました。地域ごとの浸水の原因究明を早急に行い、今後の対策と地域防災計画の見直しを。

五、避難所の課題と対策について

- ・今回はじめて避難所を開設した地域も多く、開設状況や職員の配置状況、避難所の生活環境など様々な課題が浮き彫りになりました。これらの状況を総括し、今後の対策に活かすこと。
- ・市民の要望を受け、150万市民が安全安心な避難生活を送れるよう、抜本的な対策を講じること。